

平成 21 年 5 月 15 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19820001
 研究課題名（和文） グローバル・エシックスとしての人間の安全保障研究

研究課題名（英文） Human Security as Global Ethics

研究代表者

眞嶋 俊造 (MAJIMA SHUNZO)
 北海道大学・大学院文学研究科・准教授
 研究者番号：50447059

研究成果の概要：「人間の安全保障」をグローバル・エシックスとして論じる上で最も深刻な問題は武力紛争における民間人犠牲者の発生にある。本研究ではこの問題意識から出発し、人道的武力介入における民間人保護と巡る倫理的諸問題の顕在化させることにより、「保護する責任」概念における民間人犠牲者への回復的正義の実現をグローバル・エシックスの一部として位置づけることに成功した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	790,000	0	790,000
2008年度	540,000	162,000	702,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,330,000	162,000	1,492,000

研究分野：倫理学・応用倫理学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：応用倫理、グローバル・エシックス、人間の安全保障

1. 研究開始当初の背景

(1) 21世紀における交通や情報技術の急速な発達に伴うグローバル化の進展は、ヒト、モノ、カネ、情報の流れを加速化させた。このことは武力紛争の多様化、貧困問題の拡大や経済危機といった深刻かつ重大な負の問題をもたらした。

(2) このような状況に対応するために、さまざまな脅威に直面している人々に焦点を当て、個々人の保護やよりよい生活を実現しているための考え方として「人間の安全保障」が提唱された。

(3) しかし、武力紛争の危険から人々を保

護することは「人間の安全保障」の射程にある。しかしながら、そのフレームワークにおいては、最も倫理的に深刻なジレンマを生じさせるであろう問題、つまり人々を救うという人道的目的において物理的強制力、さらに言えば軍事力を用いることに関わる問題は看過されていた。

(4) また、人道的武力介入が民間人の犠牲を前提として行われるにも拘らず、民間人犠牲者の権利を擁護することへの配慮が欠如していた。

(5) 国際人道法や正戦論の立場から正当と見做される攻撃において発生した民間人犠

性者に関する問題は法的にも倫理的にもきわめて重要な問題として扱われるべきにもかかわらず、この問題に関して応用倫理学の見地からの議論がほとんどなされてこなかった。

2. 研究の目的

(1) 人道的武力介入に内在する本質的な問題の1つでありながら、戦争倫理、国際人道法、正戦論、「人間の安全保障」論において看過されてきた問題、つまり、人道の名の下において行使された軍事力により民間人が犠牲になることの意味について検討すること。

(2) 正義の概念の捉え直しとして、特に回復的正義を構成する概念である復旧を巡る諸問題に焦点を当て、武力紛争において不正を被った民間人犠牲者に対して、彼らの権利を僅かながらも擁護し、正義を回復するための1つの方法として、復旧、具体的には謝罪、補償が考えられること、またその必要性を論じること。

3. 研究の方法

【平成19年度】

(1) 「グローバル・エシックス」、「人間の安全保障」、「正義」、「回復的正義」などの本研究の基礎となる概念の定義付けと、それらの定義の検討。そのために、国際関係論、応用倫理学、政治哲学を中心に、それぞれ「人間の安全保障」論、グローバル・エシックスおよび戦争倫理、正義のトピックスのサーベイを行った。

(2) グローバル・エシックスとしての「人間の安全保障」にかかわる特有の問題の洗い出し。特に、「人間の安全保障」では捉えきれない論点である、「武力紛争の危険から人々を保護する方法として物理的強制力を用いること」について検討した。

(3) 前項を達成するために、「人間の安全保障」を実現する手段の1つの手段として考えられる人道的武力介入を巡る倫理的問題の検討。人道的目的のために武力を行使するにより、その付随的結果として保護されるべき民間人が犠牲となる矛盾を指摘した。

(4) 如何にして「人間の安全保障」としての人道的武力介入が正当化されるかという問いの検討。正戦論および応用倫理の見地からの戦争倫理を検討した。

(5) 人道的武力介入が正当化される倫理的根拠の検討。正戦論の基準が人道的武力介入の基準として適用できるか否か、またできるとすればどのように修正する必要があるかを検討した。

(6) 人道的武力介入における民間人犠牲者

を巡る倫理的問題の検討。特に、論点を明確にするために、ある民間人を犠牲にして他の民間人を救うことにかかわる倫理的問題に焦点を当てた。

【平成20年度】

(1) 回復的正義を巡る法的枠組みの検討とその限界の検討。国際人道法（ジュネーブ条約）、国内法（英国防省版『武力紛争法マニュアル』）、慣習法としての国際人道法における回復的正義の規定を検討した。

(2) グローバル・エシックスとしての回復的正義の検討。このことを通して、「グローバル・エシックスとしての人間の安全保障」における回復的正義の位置づけを行った。

(3) 事例研究を通じた回復的正義の実践とその可能性の検討。2003年3月に開始されたイラク戦争とそれに続く内戦およびイスラエル・パレスチナ紛争を中心に、1990年代から今日までの武力紛争に焦点を当てた。

(4) 「人間の安全保障」という大きな枠組みに関連して、より具体的な概念である「(武力紛争において民間人を)保護する責任」という概念に焦点を当てることがより効果的な研究を進めることができることが判明したため、後者に焦点を当てた。

4. 研究成果

「人間の安全保障」をグローバル・エシックスとして論じる上で最も深刻な問題は武力紛争における民間人犠牲者の発生にあることを明確化することから出発し、人道的武力介入における民間人保護を巡る倫理的問題の顕在化させることにより、「保護する責任」概念における民間人犠牲者への回復的正義の実現をグローバル・エシックスの一部として位置づけることに成功した。

具体的な研究成果は以下にまとめることができる。

(1) 「人間の安全保障」概念を再構築する必要性が指摘された。2005年に開催された国連総会における世界サミット決議では、「人間の安全保障」と「保護する責任」がそれぞれ異なった段落に記されているが、「人間の安全保障」と「保護する責任」との間に明確な区分をすることは非常に難しい。限界領域の問題の深刻さを踏まえた上で、より包括的なグローバル・エシックスを体現するためには「人間の安全保障」の概念を再定義していく必要があることを指摘した。

(2) 「人間の安全保障」を考える際に最も倫理的に深刻な点は、人々を紛争の危険から保護するという人道的目的のために物理的強制力、その究極としての軍事力を用いることにありながら、この問題が既存の「人間の安全保障」の枠組みでは看過されているために、より包括的なグローバル・エシックスとなる

可能性が阻害されていることを明らかにした。

(3) 人道的武力介入を巡る倫理的ジレンマは人道的目的のために武力を行使することによりその付随的結果として保護されるべき民間人が犠牲となることにあるが、武力紛争における倫理問題を考えるための既存の枠組みである正戦論を用いてはこのジレンマを解決できないばかりか、この枠組みによって正当とされる攻撃において付随的に死傷した民間人犠牲者が被る不正義は看過されることを示した。

(4) これと類似した構造が民間人保護にかんする法的枠組みにも存していることを示した。つまり、合法とされる攻撃を行った側には、その攻撃において死傷した民間人に対して彼らが被った損失を補償する義務が課されないことを指摘した。(現行の法制度の枠組みでも、合法とされない攻撃を行った側には、その攻撃において死傷した民間人に対して彼らが被った損失を補償する義務が課されるが、より深刻な倫理的問題は前者の場合にある。)

(5) このように正当とされる攻撃で被害・損失を被った民間人が受ける不正義は、正戦論と国際人道法の両方に軸を置く「保護する責任」概念においても解消されることはないことから、民間人犠牲者への不正義を是正するには回復的正義の導入することが必要であることを示した。

(6) もし「保護する責任」が「人間の安全保障」を補完し、グローバル・エシックスの一部として位置づけられるためには、人道目的の軍事介入での武力行使において死傷した民間人犠牲者に対して紛争中においても回復的正義を実現すること、具体的には謝罪、再発防止の約束、復旧、補償、回復支援、和解、加害者の責任追及と処罰、復興などの手段のうち、おそらく最も即効的、効率的、現実的である補償を実施することが必要不可欠であることを示した。また、逆に、人道的武力介入における民間人保護を巡る倫理的諸問題のうちで最もジレンマを生じさせる状況である、許容される攻撃によって付随的に死傷した民間人犠牲者の被った不正義については、それは究極的には完全に回復できないものであるとしても、少なくとも部分的にであれ回復を試みる真剣な努力がなされなければ、「保護する責任」概念や「人間の安全保障」はグローバル・エシックスとなるには程遠いことを示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

① Shunzo Majima, 'Forgotten Victims of Military Humanitarian Intervention: A Case for Principle of Reparation?', *Philosophia* Vol. 37 No. 2, pp. 203-9, (2009), 査読有り。

② 眞嶋俊造, 「民間人保護に関する正戦論への建設的批判」、『応用倫理』、第 1 号、57-69 頁、2009 年、査読有り。

③ 眞嶋俊造, 「現実主義、平和主義、正戦論—戦争倫理学 3 つのアプローチ」、『ぶらくしず』、第 10 号、47-59 頁、2009 年、査読無し。

④ 眞嶋俊造, 「戦争における正義、効用、民間人保護: ヒュームの視点から」、『北海道大学文学研究科紀要』、第 127 号、85-105 頁、2009 年、査読無し。

⑤ Shunzo Majima, 'What is Wrong in Killing Civilians?', *Journal of the Graduate School of Letters* (Hokkaido University), Vol. 4, pp. 67-76, (2009), 査読無し。

⑥ 眞嶋俊造, 「民間人はレトリックか?—イスラエル、パレスチナ紛争を事例として」、『北海道大学文学研究科紀要』、第 126 号、119-140 頁、2008 年、査読無し。

⑦ 眞嶋俊造, 「保護する責任?—民間人保護の視点から」、『社会と倫理』、第 22 号、67-76 頁、2008 年、査読有り。

⑧ 眞嶋俊造, 「忘れられた犠牲者—人道的武力紛争における民間人被害者に関する一考察」、『政治哲学』、第 7 号、149-164 頁、2008 年、査読有り。

⑨ Shunzo Majima, 'War and Technology: A Critical Investigation', *Journal of the Graduate School of Letters* (Hokkaido University), Vol. 3, pp. 87-98, (2008), 査読無し。

⑩ 眞嶋俊造, 「功利主義的立場から見た正戦論—その解釈と適用」、『応用倫理学研究』、第 4 号、12-29 頁、2007 年、査読有り。

[学会発表] (計 9 件)

① Shunzo Majima and Minako Ichikawa Smart, 'War Casualties and Compensation: Ethical and legal Implications to Theories of International Relations', International Studies Association Annual Convention, 2009 年 2 月 14 日、米・ニューヨーク、ニューヨーク・マーキス・マリオートホテル。

② Shunzo Majima, 'Restorative Justice in Jus in Bello', Society for Applied Philosophy Annual Conference, 2008 年 7 月

4 日、英・マンチェスター、マンチェスター大学。

③眞嶋俊造、「民間人保護を巡る正戦論への建設的批判」、日本哲学会第 67 回大会、2008 年 5 月 17 日、広島大学（東広島市）。

④ Shunzo Majima, ‘Just War, military technology, and Conduct of War: Advance to Barbarism?’, International Studies Association Annual Convention, 2008 年 3 月 27 日、米・サンフランシスコ、サンフランシスコ・ヒルトンホテル。

⑤ Shunzo Majima, ‘Forgotten Victims in Armed Military Intervention: A Case for the Responsibility of Reparation?’, International Studies Association Annual Convention, 2008 年 3 月 26 日、米・サンフランシスコ、サンフランシスコ・ヒルトンホテル。

⑥ Shunzo Majima, ‘Civilian Protection and Military Ethics’, Association for Practical and Professional Ethics Annual Meeting, 2008 年 2 月 23 日、米・サンアントニオ、セント・アントニーホテル。

⑦眞嶋俊造、「武力紛争において民間人に危害を加えることに関する一考察」、日本倫理学会第 58 回大会、2007 年 10 月 13 日、新潟大学（新潟市）。

⑧ Shunzo Majima, ‘Humanitarian Intervention, Civilian Protection and Restorative Justice’, Global Studies Association Annual Conference, 2007 年 9 月 5 日、英・バーミンガム、バーミンガム大学。

⑨ Shunzo Majima, ‘War, Technology and Ethics: Arguing against Technological Determinism’, Society for Philosophy and Technology Biannual Meeting, 2007 年 7 月 10 日、米・チャールストン、フランシス・メリオンホテル。

〔図書〕（計 1 件）

①眞嶋俊造、『戦争倫理、正戦論、民間人保護』、北海道大学出版会、2009 年、刊行決定。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

眞嶋 俊造 (MAJIMA SHUNZO)

北海道大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：5 0 4 4 7 0 5 9

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし